

「働き方改革」の関連で、労働者派遣法及び規則が改正され、いわゆる「同一労働同一賃金」と呼ばれる派遣先に雇用される通常の労働者（無期雇用フルタイム労働者）と派遣労働者との間の不合理な待遇差を解消するため、労働者派遣を行う場合は「派遣先均等・均衡方式」「労使協定方式」のいずれかを確保することが2020年4月1日から義務化されます。

◇ポイント

派遣労働者の就業場所は派遣先であり、待遇に関する派遣労働者の納得感を考慮するため、派遣先の労働者との「均等」（＝差別的な取扱いをしないこと）、「均衡」（＝不合理な待遇差を禁止すること）を図ることが基本的な考え方になります。取り組みについて派遣元、派遣先の一層の連携をお願いいたします。

●労働者派遣法改正の概要・同一労働同一賃金

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000383833.pdf>

【お問合せ先】 需給調整事業課（022-292-6071）

2. 36(サブロク)協定を締結・届出していますか

労働者に法定労働時間を超えて労働させる場合には、労働基準法第36条に基づき、使用者と労働者代表が協定を締結し、労働基準監督署長あて届け出なければなりません。

●労働条件の管理全般（36協定を含む）

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/225.html>

協定には、法定労働時間を超えて労働させる場合の具体的理由、業務の種類、延長する時間の上限などを定めなければなりません。

2019年4月からは、原則月45時間、年360時間となる時間外労働の上限が罰則付きで設けられ（※中小企業への適用は2020年4月から）、臨時的な特別の事情があって、労使で合意する場合でも、原則を超える回数や時間数の上限が定められています。

●わかりやすい解説

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

●改正労働基準法Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/content/000465759.pdf>

今回の労働時間法制の見直しは、働き過ぎを防ぎながら、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を実現することが目的です。そのためには、労働者代表を適正に選出することや、締結した協定を労働者に周知することも重要です。

法令のほかに、「36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針」も定められましたので、同指針にもご留意いただくようお願いいたします。

●指針

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000310312.pdf>

さらに詳しくお知りになりたい方は、監督署の労働時間相談・支援コーナーや宮城働き方改革推進支援センターへお問い合わせください。

資料は、宮城労働局や厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

【お問合せ先】 監督課 (022-299-8838)

3. パート・有期法の施行前にしっかり準備

企業内の正社員と非正規社員（パート労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）との間の不合理な待遇の差が禁止される「パートタイム・有期雇用労働法」「同一労働同一賃金ガイドライン」等が2020年4月1日から施行されます。

◇改正のポイント

- ・基本給や賞与など、あらゆる待遇に不合理な差を設けることが禁止
- ・労働者に対する待遇に関する説明義務の強化
- ・行政による助言・指導や裁判外紛争解決手続きの整備

社内規定の確認や変更には時間がかかりますから、宮城働き方改革推進支援センター等に相談しながら、早期に準備することをお勧めします。

●非正規労働者の雇用管理

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/2/242.html>

●宮城働き方改革推進支援センター
<http://miyagi-hatarakikata.com/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

4. 改正労働基準法等の説明会を塩釜で開催します

仙台労働基準監督署では、工業・建設業を営む事業主の皆様を対象とした「働き方改革関連法等に関する説明会」を塩釜商工会議所で開催します。

時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の時季指定付与、すべての労働者の健康管理のための労働時間の把握といった新たな制度の説明のほか、各種助成金等働き方改革のための支援策もご案内いたします。

商工会議所の会員以外の方でも、塩釜市以外の方でもご参加可能です。

◇名称：工業・製造業を対象とした「働き方改革関連法等に関する説明会」

◇日時：3月7日（木）13:30～15:30

◇会場：塩釜商工会議所

（塩釜市港町1-6-20）

◇定員：30名程度

◇問合せ：仙台労働基準監督署相談・支援班
（022-299-9072）

●詳細

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/content/contents/000384069.pdf>

【お問合せ先】監督課（022-299-8838）

5. 「無期転換ルール」適正に運用していますか

有期契約労働者の雇用期間が反復更新されて5年を超えると、本人の申し込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることとなります。これを「無期転換ルール」といい、申し込みがあった時点で無期労働契約が成立し、事業主側は断ることができません。

本ルールは昨年4月1日から本格的な適用がすでにはじまっていますので、社内規定を整え、十分な対応をお願いします。

●有期契約労働者の無期転換ポータルサイト

<http://muki.mhlw.go.jp/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

6. 女性の活躍推進で魅力ある職場づくりを

優秀な人材の確保や職場定着を図るためには、女性がいきいきと働ける職場づくりが近道です。女性が働きやすい職場は、男性にとっても働きやすい職場となります。

女性活躍推進法に、計画の策定など企業の行う措置が定められており、これらの措置は女性がいきいきと働ける魅力ある職場づくりに大変効果的です。

労働者300人超の企業は法律上の義務、300人以下の中小企業は努力義務ですが、「働き方改革」の一つとして取り組む企業が増えています。貴社でも取り組んでみませんか？

自社の女性の活躍に関する情報は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」で公表することができます。

●女性の活躍推進

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

●女性の活躍推進企業データベース

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>

【お問合せ先】雇用環境・均等室（022-299-8844）

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/1/140/141_2018.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

<https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311>

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、上記の配信停止の手続きをお願いします。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっております、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局（雇用環境・均等室）

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1
仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834

宮城労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>
